



2026年4月15日

各位

会社名 株式会社ユニロ
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 有坂 昌規
(コード: 5013 東証スタンダード市場)
問合せ先 コーポレート部門 執行役員 正木 剛
(TEL. 03-3750-6761)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について2026年6月23日開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2025年10月15日付「本社移転に関するお知らせ」のとおり、当社が本社を移転することに伴い、定款第2条に定める本店の所在地を、現在の東京都大田区から神奈川県横浜市に変更するものであります。なお、定款第2条の変更は、2026年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を新設するものであります。
- (2) 本店所在地の変更に伴い、株主総会の開催場所に神奈川県横浜市を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (本店の所在地) 第2条 当社は本店を東京都大田区に置く。	第1条 (条文省略) (本店の所在地) 第2条 当社は本店を <u>神奈川県横浜市</u> に置く。
第3条～第12条 (条文省略)	第3条～第12条 (条文省略)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(開催場所) 第13条 当会社の株主総会は、東京都区内において開催する。</p> <p>第14条～第36条 (条文省略)</p>	<p>(開催場所) 第13条 当会社の株主総会は、<u>神奈川県横浜市または東京都区内において開催する。</u></p> <p>第14条～第36条 (条文省略)</p>
<p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</u> <u>定款第2条(本店の所在地)の変更は、2026年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は第2条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会	2026年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日 第2条	2026年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。
第2条以外	2026年6月23日(予定)

以 上